

(公印・契印省略)

総政企第 253 号
令和 8 年 9 月 18 日

統計委員会委員長
津 谷 典 子 殿

総務大臣
藤井 比早之

諮問第 213 号
日本標準職業分類の変更について（諮問）

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準を別紙のとおり変更するに当たり、同法第 28 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

日本標準職業分類（第6回改定） （案）

第1 一般原則

1 日本標準職業分類の位置付けと役割

日本標準職業分類（以下「職業分類」という。）は、我が国の公的統計の作成に際し、統計調査及び行政記録情報等から得られた職業情報を分類・集計するための体系であり、また、職業別に表示を行う統計相互の比較可能性を確保する観点から、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が設定するものである。

この職業分類を使用して職業別に表示を行う公的統計は、例えば次に掲げるものが想定される。

- （1） 生産活動に投入される労働力に関する統計
財・サービス需要の変化に伴い必要となる労働力の変化を予測するなど、生産活動と職業との関係の分析に用いられる。
- （2） 賃金、就労状況に関する統計
世帯における就業者の状況や、職業別の賃金水準の変化等の分析に用いられる。
- （3） 教育・訓練に関する統計
学校教育修了後の進路状況や職業別の職業訓練の実態など、教育や訓練と職業との関係の分析に用いられる。
- （4） 労働条件・労働環境に関する統計
労働時間、労働契約の形態、労働災害の発生状況などと職業との関係の分析に用いられる。
- （5） 生活実態に関する統計
生活状況や社会活動などと職業との関係の分析に用いられる。

職業分類は、こうした職業別に表示される統計へのニーズを十分に考慮しつつ、統計実務において不可欠である標準的な分類体系を提供することによって、総合的な品質の高い公的統計の作成とその利用の推進を図ることを目的に設定された。

このため、個人が行う各種のいわゆる仕事について、その内容に着目した分類の客観的かつ体系的な設定が必要であるが、仕事という語は必ずしも意味するところが明らかではないため、その内容の分析に当たっては、国際標準職業分類も参照しつつ、「課業」及びそのまとまりである「職務」による階層的な観点を導入した。そして、市場に向け財又はサービスの生産と供給を行うために労働力を要する経済活動の主体が、対価としての報酬を約束して、労働者たる個人に遂行を要求する職務を対象に、主に課業の類似性によって、公的統

計の作成と利用における有用性の確保に留意し、職業の分類体系を３段階の階層で構築した。

なお、個人や世帯内部の需要のための行為は、たとえ一般に仕事と表現され得るものであっても、職業分類の対象に含まない。また、強制された行為、違法行為及び公序良俗に反する行為も含まない。

また、職業分類は、上述のとおり、報酬を伴う職務を対象に構築しているが、それらと同様の職務について、個人が報酬を辞退する場合や、家族経営の場合など報酬の発生が必ずしも明確ではない場合にも活用することができる。個人事業主等については、経済活動の主体としての個人が自分自身に職務の遂行を要求するものとみなして適用される。

２ 用語の定義

職業分類に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (１) 課業
個々の作業や任務をいう。
- (２) 職務
一つの経済単位（主に経済活動を行う法人、個人事業主）のために一人の人が遂行する課業のまとまりをいう（注１）。
- (３) 職業
主な課業の類似性によって特徴付けられる職務の集合をいう。
- (４) 報酬
職務の遂行への対価として受けるものをいう。賃金、給料、利潤（個人事業主）、その他名目のいかんを問わず、通貨以外のものを含む（注２）。
- (５) (１) から (４) までに定めるもののほか、この職業分類において使用する用語は統計法において使用する用語の例による。

(注１) 日常会話等において仕事という語は広義に用いられ、改定前の職業分類（平成 21 年総務省告示第 555 号）においては、「仕事」の語を「職務」の意味を主としつつ、より広義の意味でも用いていたが、今回の改定にいう「職務」では、職業分類についての説明をより明確化するため、より狭義の「課業」等を定義し用いることとし、「仕事」の用語は定義していない。

(注２) １で述べた職業分類の位置付けや職務等の用語の定義に鑑み、例えば次のような収入等は、報酬に当たらないことに留意する必要がある。

ア 自己所有の資産によって生み出された収入等

- ・ 利子、株式配当、不動産収入（物件を自主管理しない場合）等の財産収入
- ・ 不動産、有価証券等の資産の売却による収入又は差益

イ その他、職業分類の位置付けや根拠法令等に鑑み、職務遂行に該当しない行為

によって生み出された収入等

- ・ 小遣い、仕送り金等
- ・ 競馬、競輪、競艇、パチンコ等の配当又は景品
- ・ 恩給法（大正 12 年法律第 48 号）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）等の社会保障制度に基づく収入又はその他の年金収入

3 分類項目の設定方法

職業分類の設定に当たっては、報酬を伴う職務又は報酬を目的とする職務を対象に、課業の類似性、従事する人数等により、そのまとまりが社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して分類項目を定めた。

この考慮すべき課業の類似性の基準は、次のとおりとする。

- （１） 課業の遂行に必要とされる知識又は技能
- （２） 課業の遂行によって達成される目的
- （３） 事業所又はその他の組織の中で果たす役割
- （４） 生産される財・サービスの種類

なお、（１）の基準を判断する際は、使用する道具、機械器具又は設備の種類や、公的資格又は免許の種類を具体の指標とし、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練を必要とするかも併せて考慮した。

4 職業分類の分類表の構成及び分類符号

- （１） 職業分類の構成

職業分類は、大分類、中分類及び小分類の 3 段階の階層で構成している。

大分類の分類項目の名称及び各分類の項目数は、次の表のとおりである。

大分類	中分類	小分類
A－管理的職業従事者	4	9
B－研究者、技術者	6	25
C－保健医療・社会福祉専門職業従事者	5	26
D－法務・経営・教育等専門職業従事者	5	23
E－文化・芸術等従事者	7	23
F－事務従事者	10	24
G－販売・営業従事者	3	19
H－サービス従事者	9	39
I－保安従事者	3	11
J－農林漁業従事者	3	12
K－生産工程従事者	8	47
L－輸送・機械運転従事者	5	20
M－建設・土木・採掘従事者	4	16
N－運搬・清掃・包装等従事者	4	19
O－分類不能の職業	1	1
(計) 15	77	314

(2) 職業分類の分類符号

職業分類の分類符号の表記は、次のとおりとする。

ア 大分類符号は、アルファベット大文字で表記する。

イ 中分類符号は、大分類符号がAの大分類から始まる2桁の数字の一連の通し番号で表記する（ただし、大分類O－分類不能の職業を除く。）。

ウ 小分類符号は、3桁の数字で表記し、その上位2桁までは中分類符号を表す。

エ 小分類符号のうち上から3桁目の数字は、1から9までの数字による十進法に準じた表記とし、その数字が9のものは、その項目が他に分類されない雑分類項目であることを表す。

5 職業分類の適用単位

職業分類は、一人の人を単位とし、その遂行する職務を通じて、適用する。

6 職業分類の適用方法

職業分類の適用に当たっては、2における課業、職務及び職業の定義や、3における分類項目の設定方法を踏まえ、個人が単一の分類項目に該当する職務に従事している場合は、次

に定める場合を除き、その分類項目を適用する。次に定める場合に該当するときは、それぞれ当該定めるところによる。

(1) 職務が複数の分類項目に該当する場合

複数の分類項目に該当する職務に従事している個人に対し、一つの分類項目を適用する場合は、次の原則による。

ア 複数の勤務先で、異なる分類項目に該当する職務に従事している場合

- (ア) 報酬の最も多い分類項目による（注3）。
- (イ) (ア)により難い場合は、就業時間の最も長い分類項目による（注3）。
- (ウ) (ア)及び(イ)により難い場合は、調査時点の直近に従事した職務による。

イ 一つの勤務先で、異なる分類項目に該当する職務に従事している場合（注4）

- (ア) 就業時間の最も長い分類項目による（注3）。

（注3） 報酬又は就業時間により一つの分類項目を適用する場合は、報酬又は就業時間を職務の内容に応じて大分類ごとに集計し、その合計が最多又は最長となる大分類を選択する。次に、当該大分類の中で同様の基準により中分類及び小分類を適用する。

（注4） 経営・管理以外の職務に直接従事する事業主、店長、支配人又は管理職員であって、経営・管理の職務も行っている場合は、本項の「複数の分類項目に該当する場合」に当たる。

- (イ) (ア)により難い場合は以下による。

a 複数の大分類項目にまたがる場合

財・サービスの生産に直接関わる職業を優先し、それ以外の職業は職務を遂行するために長期間の教育、訓練、研修等を行う必要があるものを優先するという観点から、次の大分類項目の順位による（注5～7）。

(a) 財・サービスの生産に直接関わる職業（注5）

H－サービス従事者

I－保安従事者

J－農林漁業従事者

K－生産工程従事者

M－建設・土木・採掘従事者

N－運搬・清掃・包装等従事者

(b) (a)以外の職業（注6及び7）

B－研究者、技術者

C－保健医療・社会福祉専門職業従事者

D－法務・経営・教育等専門職業従事者

E－文化・芸術等従事者

L－輸送・機械運転従事者

G－販売・営業従事者

A－管理的職業従事者

F－事務従事者

(注5) いずれも財・サービスの生産に直接関わるものであるため、これらの大分類間の優先順位はないものとする。

(注6) (b)の大分類の職業は、財・サービスの生産活動を支援し、又は生産された財を流通させる職務を担うものであり、生産活動との関わりが(a)の職業より間接的であるため、優先順位が(a)に劣後するものとする。

(注7) (b)のうち、大分類符号がBからEまでの職業は、それぞれ必要とされる教育や訓練の性質が異なるものであるため、これらの大分類間の優先順位はないものとする。

b 一つの大分類内の複数の分類項目に該当する場合

該当する複数の分類項目が、生産工程における組立て及び検査又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、一つの財・サービスを生産する過程における異なる段階である場合は、該当する複数の分類項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間等が最も長い分類項目による。

(2) 資格及び見習い等の取扱い

ア 公的資格又はこれに準じた資格を要件とする職務については、原則として、当該資格の名称をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。ただし、会計士補については、公認会計士の分類項目を適用する。

こうした職務に関する無資格の見習い、助手、補助者等は、有資格の本務者と同じ内容の職務はできず、異なる職務を行っているものとみなし、有資格の本務者とは別の職務の内容に即した分類項目を適用する。

イ 公的資格又はこれに準じた資格を要件としない職務であって無資格の見習い、助手、補助者等が行う職務については、その内容が本務者のものと実質的に同じ場合には、本務者と同じ分類項目を適用し、その内容が本務者の一部の職務に限定されるか本務者のものと異なる場合には、その内容に即した分類項目を適用する。

(3) その他の特殊な取扱い

ア それぞれの職業の一般従事者と同じ職務に従事する傍ら管理的な性質の職務にも従事している職場のリーダー、スーパーバイザー、責任者等の職務は、当該一般従事者の職務に応じて分類項目を適用する。ただし、6(1)イの基準に照らして、大分類A－管理的職業従事者、大分類B－研究者、技術者、大分類C－保健医療・

社会福祉専門職業従事者、大分類D－法務・経営・教育等専門職業従事者又は大分類E－文化・芸術等従事者に該当するものは、それぞれの大分類の分類項目を適用するものとする。

イ 研究所長等の特例

研究所長、病院長、診療所長、歯科診療所長、歯科医院長及び校長は、職務の内容のいかんにかかわらず、それぞれ大分類B－研究者、技術者、大分類C－保健医療・社会福祉専門職業従事者又は大分類D－法務・経営・教育等専門職業従事者の該当する分類項目を適用するものとする。

また、大学における研究者、医師及び歯科医師については、研究、診療等の職務を行っている場合でも、教育活動を行っている限り、大学教員の分類項目を適用するものとする。

ウ 裁判所長等の特例

裁判所長、検事総長、検事長、検事正、公正取引委員会審査長、国税不服審判所長、海難審判所長及び特許庁審判長は、職務の内容のいかんにかかわらず、それぞれ大分類D－法務・経営・教育等専門職業従事者の該当する分類項目を適用するものとする。

エ 保安従事者の特例

自衛官、警察官、海上保安官、刑務官又は消防員として任用されている者は、職務の内容のいかんにかかわらず、それぞれ自衛官、警察官、海上保安官、刑務官又は消防員の分類項目を適用するものとする。

第2 留意事項

- (1) この職業分類は、統計調査により作成する公的統計については、この告示の施行の日以後に実施する統計調査に係るものに適用する。また、統計調査以外の方法により作成する公的統計については、同日以後に作成を開始する統計に係るものに適用する。ただし、この職業分類によることができないやむを得ない理由があるときは、この職業分類と異なる分類を使用することができる。この場合においては、当該使用した分類を明示するものとする。
- (2) 職業分類は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び職務の期間や継続性とは独立したものであるため、統計調査等ごとに職務の対象期間・時点や継続性を指定した上で、利用する必要がある。
- (3) 職業分類の適用に当たっては、統計の作成目的等に応じて、分類表の一部の分類項目のみを使用することのほか、以下に示す範囲で、細分類項目を設定すること、分類項目の集約又は分割を行うことができる。
 - ア 細分類項目は、小分類項目との整合性を確保して設定する必要がある。
 - イ 中分類項目に関して、当該項目に含まれる小分類項目の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた大分類項目内に新たな中分類項目を設定すること、及び同一大分類項目内の複数の中分類項目を集約して、当該大分類項目内に新たな中分類項目を設定することができる。
 - ウ 小分類項目に関して、当該項目を任意の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた中分類項目内に新たな小分類項目を設定すること、及び同一中分類項目内の複数の小分類項目を集約して、当該中分類項目内に新たな小分類項目を設定することができる。
 - エ イ及びウにより分類項目を分割又は集約する場合、分割することによって新設した分類項目を他の分類項目と集約すること、又は集約することによって新設した分類項目を分割することは、職業分類の体系性を損なうおそれがあることから、これらを行う場合は、職業分類を適用するものとはみなさない。

第3 分類項目表

大 分 類 項 目 表

大分類 A 管理的職業従事者

大分類 B 研究者、技術者

大分類 C 保健医療・社会福祉専門職業従事者

大分類 D 法務・経営・教育等専門職業従事者

大分類 E 文化・芸術等従事者

大分類 F 事務従事者

大分類 G 販売・営業従事者

大分類 H サービス従事者

大分類 I 保安従事者

大分類 J 農林漁業従事者

大分類 K 生産工程従事者

大分類 L 輸送・機械運転従事者

大分類 M 建設・土木・採掘従事者

大分類 N 運搬・清掃・包装等従事者

大分類 O 分類不能の職業

大・中・小分類項目表

大分類 A－管理的職業従事者

中分類 01 議会議員、管理的公務員

小分類

番 号

011 議会議員

012 管理的公務員

中分類 02 法人・団体役員

021 会社役員

022 独立行政法人等役員

029 その他の法人・団体役員

中分類 03 法人・団体管理職員

031 会社管理職員

032 独立行政法人等管理職員

039 その他の法人・団体管理職員

中分類 04 個人事業経営・管理者

041 個人事業経営・管理者

大分類 B－研究者、技術者

中分類 05 研究者

小分類

番 号

051 自然科学系研究者

052 人文・社会科学系等研究者

中分類 06 農林水産技術者

061 農林水産技術者

中分類 07 製造技術者

071 食品技術者

072 電気・電子・電気通信技術者

073 機械技術者

074 自動車技術者

075 輸送用機器技術者（自動車を除く）

076 金属技術者

077 化学技術者

079 その他の製造技術者

中分類 08 建築・土木・測量技術者

081 建築技術者

082 土木技術者

083 測量技術者

中分類 09 情報処理・通信技術者

091 システムコンサルタント

092 プロジェクトマネージャー

093 システム設計・開発・保守技術者

094 プログラマー

095 I Tインフラエンジニア

096 セキュリティエンジニア

097 システム運用管理者

098 I Tヘルプデスク

099 その他の情報処理・通信技術者

中分類 10 その他の技術者

101 通信機器操作技術者

109 他に分類されない技術者

大分類 C－保健医療・社会福祉専門職業従事者

中分類 11 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師

小分類

番号

- 111 医師
- 112 歯科医師
- 113 獣医師
- 114 薬剤師

中分類 12 保健指導・看護従事者

- 121 保健師
- 122 助産師
- 123 看護師
- 124 歯科衛生士
- 125 愛玩動物看護師

中分類 13 医療技師

- 131 診療放射線技師
- 132 臨床工学技士
- 133 臨床検査技師
- 134 理学療法士、作業療法士
- 135 視能訓練士、言語聴覚士
- 136 歯科技工士

中分類 14 その他の保健医療専門職業従事者

- 141 管理栄養士
- 142 栄養士
- 143 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師
- 144 心理カウンセラー
- 149 他に分類されない保健医療専門職業従事者

中分類 15 社会福祉専門職業従事者

- 151 社会福祉施設管理者
- 152 保育士

- 153 介護支援専門員（ケアマネジャー）
- 154 精神保健福祉士
- 155 福祉相談・指導員
- 159 その他の社会福祉専門職業従事者

大分類 D－法務・経営・教育等専門職業従事者

中分類 16 法務専門職業従事者

小分類

番号

- 161 裁判官
- 162 検察官
- 163 弁護士
- 164 弁理士
- 165 司法書士
- 166 行政書士
- 169 その他の法務専門職業従事者

中分類 17 経営・金融・保険専門職業従事者

- 171 公認会計士
- 172 税理士
- 173 社会保険労務士
- 174 金融・保険専門職業従事者
- 179 その他の経営・金融・保険専門職業従事者

中分類 18 教員（初等中等教育）

- 181 幼稚園教員
- 182 認定こども園保育教諭
- 183 小学校教員
- 184 中学校教員
- 185 義務教育学校教員
- 186 高等学校教員
- 187 中等教育学校教員
- 188 特別支援学校教員

中分類 19 教員（高等教育）

- 191 高等専門学校教員
- 192 大学教員

中分類 20 その他の教員

209 他に分類されない教員

大分類 E－文化・芸術等従事者

中分類 21 宗教家

小分類

番 号

211 宗教家

中分類 22 著述家、記者、編集者

221 著述家

222 記者、編集者

中分類 23 美術家、デザイナー、写真家、映像・動画制作者

231 彫刻家、工芸美術家

232 画家、書家、漫画家

233 デザイナー

234 写真家

235 映像・動画制作者

中分類 24 音楽家、舞台芸術家、演者、競技者

241 音楽家

242 舞踊家

243 俳優、声優、アナウンサー

244 演出家、プロデューサー

245 演芸家

246 職業競技従事者

中分類 25 図書館司書、学芸員

251 図書館司書

252 学芸員

中分類 26 個人教師

261 学習指導個人教師

262 音楽指導個人教師

263 芸術等指導個人教師

264 運動・競技指導個人教師

269 その他の個人教師

中分類 27 その他の文化・芸術等従事者

271 通訳

279 他に分類されない文化・芸術等従事者

大分類 F－事務従事者

中分類 28 総務事務従事者

小分類

番 号

281 総務事務員

282 人事事務員

283 企画事務員

289 その他の総務事務従事者

中分類 29 受付、秘書、コールセンター等事務従事者

291 受付・案内事務員

292 秘書

293 コールセンター等事務員

中分類 30 会計事務従事者

301 会計事務員

中分類 31 事務用機器操作員

311 データ入力操作員

319 その他の事務用機器操作員

中分類 32 生産関連事務従事者

321 生産工程・建設・土木事務員

322 物流事務員

中分類 33 運輸・郵便事務従事者

331 旅客・貨物係事務員

332 運行管理事務員

333 郵便事務員

中分類 34 販売・営業事務従事者

341 販売・営業事務員

349 その他の販売・営業事務従事者

中分類 35 医療・介護事務従事者

351 医療事務員

352 介護事務員

中分類 36 外勤事務従事者

361 集金人

362 調査員

363 メーター検針員

中分類 37 その他の事務従事者

371 一般事務員

379 他に分類されない事務従事者

大分類 G－販売・営業従事者

中分類 38 商品販売従事者

小分類

番 号

- 381 小売店主・店長
- 382 卸売店主・店長
- 383 販売店員
- 384 レジスター従事者
- 385 商品訪問・移動販売従事者

中分類 39 仲介・代理・貸付等従事者

- 391 有価証券売買・仲立人、金融仲立人
- 392 保険代理・仲立人（ブローカー）
- 393 不動産仲介・売買人
- 394 金銭・不動産貸付人
- 395 仕入員（バイヤー）
- 399 その他の仲介・代理・貸付等従事者

中分類 40 営業従事者

- 401 飲食料品営業従事者
- 402 化学品営業従事者
- 403 医薬品営業従事者
- 404 機械器具営業従事者（通信機械器具を除く）
- 405 通信・システム営業従事者
- 406 金融・保険営業従事者
- 407 不動産営業従事者
- 409 その他の営業従事者

大分類 Hーサービス従事者

中分類 41 家庭生活支援サービス従事者

小分類

番 号

411 家事サービス従事者

419 その他の家庭生活支援サービス従事者

中分類 42 介護サービス従事者

421 施設介護従事者

422 訪問介護従事者

中分類 43 保健医療サービス従事者

431 看護・助産助手

432 歯科助手

439 その他の保健医療サービス従事者

中分類 44 教育・保育補助従事者

441 学童保育支援員

442 外国語指導助手

449 その他の教育・保育補助従事者

中分類 45 生活衛生サービス従事者

451 理容師

452 美容師

453 エステティシャン

454 ネイリスト

455 浴場従事者

456 クリーニング従事者

459 その他の生活衛生サービス従事者

中分類 46 飲食物調理従事者

461 調理人

462 調理補助者

463 バーターテンダー

中分類 47 接客・給仕従事者

- 471 飲食店主・店長
- 472 旅館主・支配人
- 473 飲食物給仕従事者
- 474 旅館・ホテル接客従事者
- 475 客室乗務員
- 476 接客社交従事者
- 477 芸者、ダンサー
- 478 娯楽場等接客員

中分類 48 居住施設・ビル等管理人

- 481 マンション・アパート管理人
- 482 寄宿舍・寮管理人
- 483 ビル管理人
- 484 駐車場管理人

中分類 49 その他のサービス従事者

- 491 旅行・観光案内人
- 492 物品賃貸人
- 493 広告宣伝員
- 494 葬儀師、火葬作業員
- 495 動物世話従事者
- 496 相談・助言サービス従事者
- 499 他に分類されないサービス従事者

大分類 I ー保安従事者

中分類 50 自衛官

小分類

番 号

501 陸上自衛官

502 海上自衛官

503 航空宇宙自衛官

504 防衛大学校・防衛医科大学校学生

中分類 51 司法警察職員

511 警察官

512 海上保安官

519 その他の司法警察職員

中分類 52 その他の保安従事者

521 刑務官

522 消防員

523 警備員

529 他に分類されない保安従事者

大分類 J－農林漁業従事者

中分類 53 農業従事者

小分類

番 号

- 531 農耕従事者
- 532 養畜従事者
- 533 植木職、造園師
- 539 その他の農業従事者

中分類 54 林業従事者

- 541 育林従事者
- 542 伐木・造材・集材従事者
- 549 その他の林業従事者

中分類 55 漁業従事者

- 551 漁労従事者
- 552 船長・航海士・機関長・機関士（漁労船）
- 553 海藻・貝採取従事者
- 554 水産養殖従事者
- 559 その他の漁業従事者

大分類 K－生産工程従事者

中分類 56 製品製造・加工処理従事者（金属製品）

小分類

番号

- 561 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者
- 562 鋳物製造・鍛造従事者
- 563 金属工作機械作業従事者
- 564 金属プレス従事者
- 565 鉄工・製缶従事者
- 566 板金従事者
- 567 金属彫刻・表面処理従事者
- 568 金属溶接・溶断従事者
- 569 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）

中分類 57 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）

- 571 化学製品製造従事者
- 572 窯業・土石製品製造従事者
- 573 食料品製造従事者
- 574 飲料・たばこ製造従事者
- 575 繊維・衣服・繊維製品製造従事者
- 576 木・紙製品製造従事者
- 577 印刷・製本従事者
- 578 ゴム・プラスチック製品製造従事者
- 579 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）

中分類 58 機械組立従事者

- 581 汎用・生産用・業務用機械器具組立従事者
- 582 電気機械器具組立従事者
- 583 自動車組立従事者
- 584 輸送機械組立従事者（自動車を除く）
- 585 計量計測機器・光学機械器具組立従事者

中分類 59 機械整備・修理従事者

- 591 汎用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者
- 592 電気機械器具整備・修理従事者

- 593 自動車整備・修理従事者
- 594 輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く）
- 595 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者

中分類 60 製品検査従事者（金属製品）

- 601 金属材料検査従事者
- 602 金属加工・溶接・溶断検査従事者

中分類 61 製品検査従事者（金属製品を除く）

- 611 化学製品検査従事者
- 612 窯業・土石製品検査従事者
- 613 食料品検査従事者
- 614 飲料・たばこ検査従事者
- 615 繊維・衣服・繊維製品検査従事者
- 616 木・紙製品検査従事者
- 617 印刷・製本検査従事者
- 618 ゴム・プラスチック製品検査従事者
- 619 その他の製品検査従事者（金属製品を除く）

中分類 62 機械検査従事者

- 621 汎用・生産用・業務用機械器具検査従事者
- 622 電気機械器具検査従事者
- 623 自動車検査従事者
- 624 輸送機械検査従事者（自動車を除く）
- 625 計量計測機器・光学機械器具検査従事者

中分類 63 その他の生産工程従事者

- 631 塗装・絵付従事者
- 632 写真現像・製図従事者
- 639 他に分類されない生産工程従事者

大分類 L－輸送・機械運転従事者

中分類 64 鉄道運転従事者

小分類

番 号

641 電車運転士

649 その他の鉄道運転従事者

中分類 65 自動車運転従事者

651 バス運転者

652 乗用自動車運転者

653 貨物自動車運転者

659 その他の自動車運転従事者

中分類 66 船舶・航空機運転従事者

661 船長（漁労船を除く）

662 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人

663 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）

664 航空機操縦士

中分類 67 その他の輸送従事者

671 車掌

672 鉄道輸送関連業務従事者

673 甲板員

674 船舶機関員

679 他に分類されない輸送従事者

中分類 68 定置・建設機械運転従事者

681 発電員、変電員

682 ボイラーオペレーター

683 クレーン・ウインチ運転従事者

684 建設・さく井機械運転従事者

689 その他の定置・建設機械運転従事者

大分類 M－建設・土木・採掘従事者

中分類 69 建設 軀 体工事従事者

小分類

番 号

691 型枠大工

692 とび 職、解体工

693 鉄筋作業従事者

中分類 70 建設従事者（建設 軀 体工事従事者を除く）

701 大工

702 ブロック積・タイル張従事者

703 屋根 葺 き従事者

704 左官

705 内装仕上・建具・ガラス工事従事者

706 配管従事者

709 その他の建設従事者（建設 軀 体工事従事者を除く）

中分類 71 電気工事従事者

711 電線架線・敷設従事者

712 電気通信設備工事従事者

719 その他の電気工事従事者

中分類 72 土木・採掘作業従事者

721 土木従事者

722 鉄道線路工事従事者

729 その他の土木・採掘作業従事者

大分類 N－運搬・清掃・包装等従事者

中分類 73 運搬従事者

小分類

番 号

- 731 郵便・電報配達員
- 732 船内・沿岸荷役従事者
- 733 陸上荷役・運搬従事者
- 734 倉庫作業従事者
- 735 配達員
- 736 荷造従事者

中分類 74 清掃従事者

- 741 ビル・建物清掃員
- 742 ハウスクリーニング職
- 743 道路・公園清掃員
- 744 ごみ・し尿処理従事者
- 745 産業廃棄物処理従事者
- 746 再生資源回収・リサイクル従事者
- 747 ペストコントロール従事者
- 749 その他の清掃従事者

中分類 75 包装従事者

- 751 包装従事者

中分類 76 その他の運搬・清掃・包装等従事者

- 761 ピッキング作業員
- 762 品出作業員
- 763 用務員
- 769 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者

大分類 O－分類不能の職業

中分類 99 分類不能の職業

小分類

番 号

999 分類不能の職業

一般原則等の見直し事務局案（新旧表）

事務局案に対応する形で現行の記載順を変更し、現行の一般原則からの変更箇所を下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）
（削除）	<u>1 日本標準職業分類の意義</u> <u>日本標準職業分類（以下「職業分類」という。）は、個人が従事している仕事の類似性に着目して職業を区分し、それを体系的に分類したものであって、公的統計を職業別に表示する場合の統計基準である。</u>
<u>第 1 日本標準職業分類一般原則</u> <u>1 日本標準職業分類の位置付けと役割</u> <u>日本標準職業分類（以下「職業分類」という。）は、我が国の公的統計の作成に際し、統計調査及び行政記録情報等から得られた職業情報を分類・集計するための体系であり、また、職業別に表示を行う統計相互の比較可能性を確保する観点から、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として総務大臣が設定するものである。</u> <u>この職業分類を使用して職業別に表示を行う公的統計は、例えば次に掲げるものが想定される。</u> <u>（１） 生産活動に投入される労働力に関する統計</u> <u>財・サービス需要の変化に伴い必要となる労働力の変化を予測するなど、生産活動と職業との関係の分析に用いられる。</u> <u>（２） 賃金、就労状況に関する統計</u> <u>世帯における就業者の状況や、職業別の賃金水準の変化等の分析に用いられる。</u> <u>（３） 教育・訓練に関する統計</u> <u>学校教育修了後の進路状況や職業別の職業訓練の実態など、教育や訓練と職業との関係の分析に用いられる。</u>	<u>2 日本標準職業分類一般原則</u> <u>（新規）</u>

(4) <u>労働条件・労働環境に関する統計</u> <u>労働時間、労働契約の形態、労働災害の発生状況などと職業との関係の分析に用いられる。</u> (5) <u>生活実態に関する統計</u> <u>生活状況や社会活動などと職業との関係の分析に用いられる。</u> <u>職業分類は、こうした職業別に表示される統計へのニーズを十分に考慮しつつ、統計実務において不可欠である標準的な分類体系を提供することによって、総合的な品質の高い公的統計の作成とその利用の推進を図ることを目的に設定された。</u> <u>このため、個人が行う各種のいわゆる仕事について、その内容に着目した分類の客観的かつ体系的な設定が必要であるが、仕事という語は必ずしも意味するところが明らかではないため、その内容の分析に当たっては、国際標準職業分類も参照しつつ、「課業」及びそのまとまりである「職務」による階層的な観点を導入した。そして、市場に向け財又はサービスの生産と供給を行うために労働力を要する経済活動の主体が、対価としての報酬を約束して、労働者たる個人に遂行を要求する職務を対象に、主に課業の類似性によって、公的統計の作成と利用における有用性の確保に留意し、職業の分類体系を3段階の階層で構築した。</u> <u>なお、個人や世帯内部の需要のための行為は、たとえ一般に仕事と表現され得るものであっても、職業分類の対象に含まない。また、強制された行為、違法行為及び公序良俗に反する行為も含まない。</u> <u>また、職業分類は、上述のとおり、報酬を伴う職務を対象に構築しているが、それらと同様の職務について、個人が報酬を辞退する場合や、家族経営の場合など報酬の発生が必ずしも明確ではない場合にも活用することができる。個人事業主等については、経済活動の主体としての個人が自分自身に職務の遂行を要求するものとみなして適用される。</u>	
2 用語の定義	第1項 用語の意義

職業分類に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 課業

個々の作業や任務をいう。

(2) 職務

一つの経済単位（主に経済活動を行う法人、個人事業主）のために一人の人が遂行する課業のまとまりをいう（注1）。

(3) 職業

主な課業の類似性によって特徴付けられる職務の集合をいう。

(4) 報酬

職務の遂行への対価として受けるものをいう。賃金、給料、利潤（個人事業主）、その他名目のいかんを問わず、通貨以外のものを含む（注2）。

(5) (1) から (4) までに定めるもののほか、この職業分類において使用する用語は統計法において使用する用語の例による。

(注1) 日常会話等において仕事という語は広義に用いられ、改定前の職業

(新規)

(新規)

(1) 仕事

職業分類において仕事とは、一人の人が遂行するひとまとまりの任務や作業をいう。

(3) 職業

職業分類において職業とは、個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするものをいう。

ただし、自分が属する世帯の家業に従事している家族従業者が行う仕事は、報酬を受けているかどうかにかかわらず、一定時間（例えば、一日平均2時間、あるいは通常の就業者の就業時間の3分の1以上の時間等）当該仕事に従事している場合には、その仕事を職業とみなす。

したがって、次のような仕事は、職業に当たらない。

ア 自分が属する世帯のため、家事や家庭菜園の作業を行う場合又は留守番等を行い小遣いを得た場合

イ P T A ・子供の役員、社会福祉活動、ボランティア活動等のように無給の奉仕活動に従事している場合

また、窃盗、恐喝、とばく、売春、密輸等の違法行為及び公序良俗に反する行為並びに受刑者の行う仕事は、いずれも職業とはみなさない。

(2) 報酬

職業分類において報酬とは、賃金、給料、利潤（個人業主）、その他名目のいかんを問わず、労働への対価として給されたものをいう。なお、賃金・給料等には、現物（自家生産物を除く。）を含む。

(4) (1) から (3) までに定めるもののほか、この職業分類において使用する用語は、統計法（平成19年法律第53号）において使用する用語の例による。

(新規)

<u>分類（平成 21 年総務省告示第 555 号）においては、「仕事」の語を「職務」の意味を主としつつ、より広義の意味でも用いていたが、今回の改定にいう「職務」では、職業分類についての説明をより明確化するため、より狭義の「課業」等を定義し用いることとし、「仕事」の用語は定義していない。</u> <u>（注 2）1 で述べた職業分類の位置付けや職務等の用語の定義にかんがみ、例えば次のような収入等は、報酬に当たらないことに留意する必要がある。</u> ア <u>自己所有の資産によって生み出された収入等</u> ・ 利子、株式配当、不動産収入（物件を自主管理しない場合）等の財産収入 ・ <u>不動産、有価証券等の資産の売却による収入又は差益</u> イ <u>その他、職業分類の位置付けや根拠法令等にかんがみ、職務遂行に該当しない行為によって生み出された収入等</u> ・ 小遣い、仕送り金等 ・ 競馬、競輪、競艇、パチンコ等の配当又は景品 ・ 恩給法（大正 12 年法律第 48 号）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）等の社会保障制度に基づく収入又はその他の年金収入	<u>したがって、次のような収入は、報酬に当たらない。</u> ア 利子、株式配当、<u>家賃、間代、小作料、権利金等の財産収入（ただし、アパート経営、貸金等により労働の対価として得ている場合を除く。）</u> イ 恩給法、生活保護法、厚生年金法、国民年金法、雇用保険法等の社会保障制度に基づく収入又はその他の年金収入 ウ <u>小遣い、仕送り金等の贈与</u> エ <u>競馬、競輪、競艇、パチンコ等の配当又は景品</u> オ <u>預貯金引出、保険金受取、借入、不動産等の売却による収入</u> カ <u>自己所有の株券等の売買差益による収入</u> キ <u>学生・生徒が受ける奨学金等の学資金</u> ク <u>職業訓練施設において、職業訓練生が受ける訓練手当・褒賞金</u>
<u>3 分類項目の設定方法</u> <u>職業分類の設定に当たっては、報酬を伴う職務又は報酬を目的とする職務を対象に、課業の類似性、従事する人数等により、そのまとまりが社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して分類項目を定めた。</u> <u>この考慮すべき課業の類似性の基準は、次のとおりとする。</u> （1）課業の遂行に必要とされる知識又は技能 <u>（2）課業の遂行によって達成される目的</u>	<u>また、分類項目は、仕事の内容の類似性、仕事に従事する人数等によりその仕事</u>が社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して定める。この考慮すべき<u>仕事の内容の類似性</u>は、次のとおりとする。 （1）<u>仕事</u>の遂行に必要とされる知識又は技能

(3) 事業所又はその他の組織の中で果たす役割 (4) 生産される財・サービスの種類 なお、(1)の基準を判断する際は、使用する道具、機械器具又は設備の種類や、公的資格又は免許の種類を具体の指標とし、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練を必要とするかも併せて考慮した。	(2) 事業所又はその他の組織の中で果たす役割 (3) 生産される財・サービスの種類 (4) 使用する道具、機械器具又は設備の種類 (5) 仕事に従事する場所及び環境 (6) 仕事に必要とされる資格又は免許の種類
4 職業分類の分類表の構成及び分類符号 (1) 職業分類の構成 職業分類は、大分類、中分類及び小分類の3段階の階層で構成している。 大分類の分類項目の名称及び各分類の項目数は、次の表のとおりである。	第3項 職業分類の分類表の構成及び分類符号の表記 (1) 分類表の構成 職業分類の分類表の構成は、大分類(12)、中分類(74)及び小分類(329)の三段階分類とする。ただし、一つの中分類に設ける小分類の数は九個までとする。 大分類の分類項目の名称並びに中分類及び小分類の数は、次の表のとおりとする。

大分類	中分類	小分類
A－管理的職業従事者	4	<u>9</u>
B－研究者、技術者	<u>6</u>	<u>25</u>
C－保健医療・社会福祉専門職業従事者	<u>5</u>	<u>26</u>
D－法務・経営・教育等専門職業従事者	<u>5</u>	<u>23</u>
E－文化・芸術等従事者	<u>7</u>	<u>23</u>
F－事務従事者	<u>10</u>	24
G－販売・営業従事者	3	19
H－サービス従事者	<u>9</u>	<u>39</u>
I－保安従事者	3	11
J－農林漁業従事者	3	12
K－生産工程従事者	<u>8</u>	<u>47</u>
L－輸送・機械運転従事者	5	<u>20</u>
M－建設・土木・採掘従事者	<u>4</u>	<u>16</u>
N－運搬・清掃・包装等従事者	4	<u>19</u>
O－分類不能の職業	1	1
(計) <u>15</u>	<u>77</u>	<u>314</u>

(2) 職業分類の分類符号

職業分類の分類符号の表記は、次のとおりとする。

ア 大分類符号は、アルファベット大文字で表記する。

イ 中分類符号は、大分類符号がAの大分類から始まる2桁の数字の一連の通し番号で表記する（ただし、大分類O－分類不能の職業を除く。）。

ウ 小分類符号は、3桁の数字で表記し、その上位二桁までは中分類符号を表す。

エ 小分類符号のうち上から三桁目の数字は、1から9までの数字による十進法に準じた表記とし、その数字が9のものは、その項目が他に分類さ

大分類	中分類	小分類
A－管理的職業従事者	4	<u>10</u>
B－ <u>専門的・技術的職業従事者</u>	<u>20</u>	<u>91</u>
C－事務従事者	<u>7</u>	<u>26</u>
D－販売従事者	3	19
E－サービス <u>職業</u> 従事者	<u>8</u>	<u>32</u>
F－保安 <u>職業</u> 従事者	3	11
G－農林漁業従事者	3	12
H－生産工程従事者	<u>11</u>	<u>69</u>
I－輸送・機械運転従事者	5	<u>22</u>
J－建設・土木・採掘従事者	<u>5</u>	<u>22</u>
K－運搬・清掃・包装等従事者	4	<u>14</u>
L－分類不能の職業	1	1
(計) <u>12</u>	<u>74</u>	<u>329</u>

(2) 分類符号の表記

職業分類の分類符号の表記は、次のとおりとする。

ア 大分類符号は、アルファベット大文字で表記する。

イ 中分類符号は、大分類符号がAの大分類から始まる二けた数字の一連の通し番号で表記する（ただし、大分類L－分類不能の職業を除く。）。

ウ 小分類符号は、三けたの数字で表記し、その上位二けたまでは中分類符号を表す。

エ 小分類符号のうち上から三けた目の数字は、1から9までの数字による十進法に準じた表記とし、その数字が9のものは、その項目が他に分

れない雑分類項目であることを表す。	類されない雑分類項目であることを表す。
<u>5 職業分類の適用単位</u> 職業分類は、<u>一人の人を単位とし、その遂行する職務を通じて、適用する。</u>	<u>第2項 職業分類の適用原則及び分類項目の設定原則</u> 職業分類は、<u>仕事を分類すると同時に人に対してその仕事を通じて適用し、職業別の統計を表示するために用いられるものである（注1）。</u> <u>（注1）分類項目は、人に対して適用するため、従事者など人を表す表現を用いる。この職業分類の分類項目は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び仕事の期間や継続性とは独立に設けられる（注2）。</u> <u>（注2）産業と職業の内容が密接であると考えられる農林水産業については、この限りではない。</u>
<u>6 職業分類の適用方法</u> 職業分類の適用に当たっては、2における課業、職務及び職業の定義や、3における分類項目の設定方法を踏まえ、<u>個人が単一の分類項目に該当する職務に従事している場合は、次に定める場合を除き、その分類項目を適用する。</u> <u>次に定める場合に該当するときは、それぞれ当該定めるところによる。</u> <u>（1）職務が複数の分類項目に該当する場合</u> 複数の分類項目に該当する<u>職務に従事している個人に対し、一つの分類項目を適用する場合は、次の原則による。</u> ア <u>複数の勤務先で、異なる分類項目に該当する職務に従事している場合</u> （ア） 報酬の最も多い分類項目による（注3）。 （イ） （ア）により難しい場合は、就業時間の最も長い分類項目による（注3）。 （ウ） （ア）及び（イ）により難しい場合は、調査時点の直近に従事した<u>職務</u>による。 イ <u>一つの勤務先で、異なる分類項目に該当する職務に従事している場合</u>	<u>第4項 職業の決定方法</u> 職業の決定方法は、以下の判断基準によるものとする。 <u>（1）仕事が単一の分類項目に該当する場合</u> <u>個人が単一の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、その仕事により職業を決定する。</u> <u>（2）仕事が複数の分類項目に該当する場合</u> 複数の分類項目に該当する<u>仕事に従事している個人を、一つの分類項目に決定する場合は、次の原則により行う。</u> ア <u>二つ以上の勤務先で、異なる分類項目に該当する二つ以上の仕事に従事している場合</u> （ア） 報酬の最も多い分類項目による（注3）。 （イ） （ア）により難しい場合は、就業時間の最も長い分類項目による（注3）。 （ウ） （ア）及び（イ）により難しい場合は、調査時点の直近に従事した<u>仕事</u>による。 イ <u>一つの勤務先で二つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合</u>

(注 4)

(ア) 就業時間の最も長い分類項目による (注 3)。

(注 3) 報酬又は就業時間により一つの分類項目を適用する場合は、報酬又は就業時間を職務の内容に応じて大分類ごとに集計し、その合計が最多又は最長となる大分類を選択する。次に、当該大分類の中で同様の基準により中分類及び小分類を適用する。

(注 4) 経営・管理以外の職務に直接従事する事業主、店長、支配人又は管理職員であって、経営・管理の職務も行っている場合は、本項の「複数の分類項目に該当する場合」に当たる。

(イ) (ア) により難い場合は以下による。

a 複数の大分類項目にまたがる場合

財・サービスの生産に直接関わる職業を優先し、それ以外の職業は職務を遂行するために長期間の教育、訓練、研修等を行う必要があるものを優先するという観点から、次の大分類項目の順位による (注 5～7)。

(a) 財・サービスの生産に直接関わる職業 (注 5)

Hーサービス従事者

Iー保安従事者

Jー農林漁業従事者

Kー生産工程従事者

Mー建設・土木・採掘従事者

Nー運搬・清掃・包装等従事者

(b) (a) 以外の職業 (注 6 及び 7)

Bー研究者、技術者

合 (注 4)

(7) 就業時間の最も長い分類項目による (注 3)。ただし、大学における研究者、医師及び歯科医師については、研究、診療等の仕事を行っている場合でも、教育活動を行っている限り、大学教員として位置付ける。

(注 3) 報酬又は就業時間により一つの分類項目に決定する場合は、報酬又は就業時間を仕事の内容に応じて大分類毎に集計し、その合計が最多又は最長となる大分類を選択する。次に、当該大分類の中で同様の基準により中分類及び小分類を決定する。

(注 4) 経営・管理以外の仕事にも直接従事する事業主、店長、支配人及び管理職員については、経営・管理の仕事も行っている場合は、二つ以上の分類項目に該当する。

(イ) (7) により難い場合は以下による。

a 二つ以上の大分類項目にまたがる場合

財・サービスの生産に直接かかわる職業を優先するという観点から、次の大分類項目の順位による (注 5)。ただし、大分類符号が E から K までの大分類は、財・サービスの生産に直接かかわるものであり、これらの大分類間の優先順位はないものとする。

Eーサービス職業従事者

Fー保安職業従事者

Gー農林漁業従事者

Hー生産工程従事者

Jー建設・採掘従事者

Kー運搬・清掃・包装等従事者

Iー輸送・機械運転従事者

Bー専門的・技術的職業従事者

C－保健医療・社会福祉専門職業従事者
D－法務・経営・教育等専門職業従事者
E－文化・芸術等従事者

L－輸送・機械運転従事者
G－販売・営業従事者
A－管理的職業従事者
F－事務従事者

(注5) いずれも財・サービスの生産に直接関わるものであるため、
 これらの大分類間の優先順位はないものとする。

(注6) (b) の大分類の職業は、財・サービスの生産活動を支援し、
 又は生産された財を流通させる職務を担うものであり、生産
 活動との関わりが (a) の職業より間接的であるため、優先順
 位が (a) に劣後するものとする。

(注7) (b) のうち、大分類符号がBからEまでの職業は、それぞ
 れ必要とされる教育や訓練の性質が異なるものであるため、
 これらの大分類間の優先順位はないものとする。

- b 一つの大分類内の複数の分類項目に該当する場合
 該当する複数の分類項目が、生産工程における組立て及び検査
 又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、一つの財・サ
 ービスを生産する過程における異なる段階である場合は、該当する
 複数の分類項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験
 年数、研修期間等が最も長い分類項目による。

(2) 資格及び見習い等の取扱い

ア 公的資格又はこれに準じた資格を要件とする職務については、原則と

D－販売従事者
A－管理的職業従事者
C－事務従事者

(注5) 大分類符号がIからCまでの大分類の職業は、大分類符号がE
 からKまでの大分類の職業が行う財・サービスの生産活動を管
 理・支援し、又は生産された財を流通させる仕事と考える。

- b 一つの大分類内又は中分類内の複数の分類項目に該当する場合
 (a) 該当する複数の分類項目が、生産工程における組立て及び検査
 又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、一つの財・サ
 ービスを生産する過程における異なる段階である場合は、主要な
 段階又は最終の段階に該当する分類項目による。
 (b) (a) により難い場合は、該当する複数の分類項目の中で、十分な
 業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間等が最も長い分
 類項目による。

(3) 資格及び見習い等の取扱い

ア 公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、原則と

して、当該資格の名称をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。ただし、会計士補については、公認会計士の分類項目を適用する。

こうした職務に関する無資格の見習い、助手、補助者等は、有資格の本務者と同じ内容の職務はできず、異なる職務を行っているものとみなし、有資格の本務者とは別の職務の内容に即した分類項目を適用する。

イ 公的資格又はこれに準じた資格を要件としない職務であって無資格の見習い、助手、補助者等が行う職務については、その内容が本務者のものと実質的に同じ場合には、本務者と同一の分類項目を適用し、その内容が本務者の一部の職務に限定されるか本務者のものと異なる場合には、その内容に即した分類項目を適用する。

(3) その他の特殊な取扱い

ア それぞれの職業の一般従事者と同じ職務に従事する傍ら管理的な性質の職務にも従事している職場のリーダー、スーパーバイザー、責任者等の職務は、当該一般従事者の職務に応じて分類項目を適用する。ただし、6 (1) イの基準に照らして、大分類Ａ－管理的職業従事者、大分類Ｂ－研究者、技術者、大分類Ｃ－保健医療・社会福祉専門職業従事者、大分類Ｄ－法務・経営・教育等専門職業従事者又は大分類Ｅ－文化・芸術等従事者に該当するものは、それぞれの大分類の分類項目を適用するものとする。

イ 研究所長等の特例

研究所長、病院長、診療所長、歯科診療所長、歯科医院長及び校長は、職務の内容のいかんにかかわらず、それぞれ大分類Ｂ－研究者、技術者、大分類Ｃ－保健医療・社会福祉専門職業従事者又は大分類Ｄ－法務・経営・教育等専門職業従事者の該当する分類項目を適用するものとする。

また、大学における研究者、医師及び歯科医師については、研究、診療等の職務を行っている場合でも、教育活動を行っている限り、大学教員の分類項目を適用するものとする。

して、当該資格の名称をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。ただし、会計士補は小分類 181 公認会計士に分類する。こうした仕事に関する無資格の見習い、助手、補助者等は、有資格の本務者と同じ内容の仕事はできず、異なる仕事を行っているものとみなし、有資格の本務者とは別の仕事の内容に即した分類項目に決定する。

イ 公的資格又はこれに準じた資格を要件としない仕事であって無資格の見習い、助手、補助者等が行う仕事については、その内容が本務者のものと類似している場合には本務者と同一の分類項目に決定し、その内容が本務者のものと異なる場合には、その内容に即した分類項目に決定する。

(4) その他の特殊な取扱い

ア それぞれの職業の一般従事者と同じ仕事に従事する傍ら管理的な性質の仕事にも従事している職場のリーダー、スーパーバイザー、責任者等の仕事は、当該一般従事者の仕事に応じて決定する。ただし、第４項(2)イの基準に照らして大分類Ａ－管理的職業従事者又は大分類Ｂ－専門的・技術的職業従事者に該当するものは、それぞれの大分類における分類項目に決定する。

ウ 専門的・技術的職業従事者の特例

研究所長、病院長、診療所長、歯科診療所長、歯科医院長、裁判所長、検事総長、検事長、検事正、公正取引委員会審査長、海難審判所審判長、特許庁審判長及び校長は、仕事の内容のいかんにかかわらず、大分類Ｂ－専門的・技術的職業従事者に該当するものとする。

ウ <u>裁判所長等の特例</u> <u>裁判所長、検事総長、検事長、検事正、公正取引委員会審査長、国税不服審判所長、海難審判所長及び特許庁審判長は、職務の内容のいかんにかかわらず、それぞれ大分類D－法務・経営・教育等専門職業従事者の該当する分類項目を適用するものとする。</u> エ <u>保安従事者の特例</u> <u>自衛官、警察官、海上保安官、刑務官又は消防員として任用されている者は、職務の内容のいかんにかかわらず、それぞれ自衛官、警察官、海上保安官、刑務官又は消防員の分類項目を適用するものとする。</u>	イ <u>保安職業従事者の特例</u> <u>自衛官、警察官、海上保安官又は消防員として任用されている者は、仕事の内容のいかんにかかわらず、それぞれ分類項目の自衛官、警察官、海上保安官又は消防員に該当するものとする。</u>
<u>第2 日本標準職業分類の適用に当たって留意すべき事項</u> (1) この職業分類は、統計調査により作成する公的統計については、この告示の施行の日以後に実施する統計調査に係るものに適用する。また、統計調査以外の方法により作成する公的統計については、同日以後に作成を開始する統計に係るものに適用する。ただし、この職業分類によることができないやむを得ない理由があるときは、この職業分類と異なる分類を使用することができる。この場合においては、当該使用した分類を明示するものとする。 (2) 職業分類は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び<u>職務</u>の期間や継続性とは独立したものであるため、統計調査等ごとに<u>職務</u>の対象期間・時点や継続性を指定した上で、利用する必要がある。 (3) 職業分類の適用に当たっては、統計の作成目的等に応じて、分類表の一部の分類項目のみを使用することのほか、以下に示す範囲で、細分類項目を設定すること、分類項目の集約又は分割を行うことができる。 ア <u>細分類項目は、小分類項目との整合性を確保して設定する必要がある。</u> イ <u>中分類項目に関して、当該項目に含まれる小分類項目の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた大分類項目内に新たな中分類項目を設定すること、及び同一大分類項目内の複数の中分類項目を集約して、当該大分</u>	<u>3 日本標準職業分類の適用に当たって留意すべき事項</u> (1) この職業分類は、統計調査により作成する公的統計については、この告示の施行の日以後に実施する統計調査に係るものに適用する。また、統計調査以外の方法により作成する公的統計については、同日以後に作成を開始する統計に係るものに適用する。ただし、この職業分類によることができないやむを得ない理由があるときは、この職業分類と異なる分類を使用することができる。この場合においては、当該使用した分類を明示するものとする。 (2) 職業分類は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び<u>仕事</u>の期間や継続性とは独立したものであるため、統計調査等ごとに<u>仕事</u>の対象期間・時点や継続性を指定した上で、利用する必要がある。 (3) 職業分類の適用に当たっては、統計の作成目的等に応じて、分類表の一部の分類項目のみを使用することのほか、以下に示す<u>一定</u>の範囲で、細分類項目を設定すること、分類項目の集約又は分割を行うことができる。 ア <u>小分類項目の下に細分類項目を設定する項目と細分類項目の間の整合性を確保する必要がある。</u> イ <u>中分類項目に関して、当該項目に含まれる小分類項目の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた大分類項目内に新たな中分類項目を新設すること、及び同一大分類項目内の複数の中分類項目を集約して、当該大分</u>

類項目内に新たな中分類項目を<u>設定</u>することができる。 ウ 小分類項目に関して、当該項目を任意の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた中分類項目内に新たな小分類項目を<u>設定</u>すること、及び同一中分類項目内の複数の小分類項目を集約して、当該中分類項目内に新たな小分類項目を<u>設定</u>することができる。 エ イ及びウにより分類項目を分割又は集約する場合、分割することによって新設した分類項目を他の分類項目と集約すること、又は集約することによって新設した分類項目を分割することは、職業分類の体系性を損なうおそれがあることから、これらを行う場合は、職業分類を適用するものとはみなさない。	類項目内に新たな中分類項目を<u>新設</u>することができる。 ウ 小分類項目に関して、当該項目を任意の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた中分類項目内に新たな小分類項目を<u>新設</u>すること、及び同一中分類項目内の複数の小分類項目を集約して、当該中分類項目内に新たな小分類項目を<u>新設</u>することができる。 エ イ及びウにより分類項目を分割又は集約する場合、分割することによって新設した分類項目を他の分類項目と集約すること、又は集約することによって新設した分類項目を分割することは、職業分類の体系性を損なうおそれがあることから、これらを行う場合は、職業分類を適用するものとはみなさない。
--	--

分類項目新旧対照表（案）

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	備考
大分類 A 管理的職業従事者	大分類 A 管理的職業従事者	
01 議会議員、管理的公務員	01 管理的公務員	改称
011 議会議員	011 議会議員	
012 管理的公務員		旧 012、旧 013 を統合して新 012 へ
	012 管理的国家公務員	
	013 管理的地方公務員	
02 法人・団体役員	02 法人・団体役員	
021 会社役員	021 会社役員	
022 独立行政法人等役員	022 独立行政法人等役員	
029 その他の法人・団体役員	029 その他の法人・団体役員	
03 法人・団体管理職員	03 法人・団体管理職員	
031 会社管理職員	031 会社管理職員	
032 独立行政法人等管理職員	032 独立行政法人等管理職員	
039 その他の法人・団体管理職員	039 その他の法人・団体管理職員	
04 個人事業経営・管理者		旧 04 を廃止して新 04 へ
041 個人事業経営・管理者		旧 049 を廃止して新 041 へ
	04 その他の管理的職業従事者	
	049 その他の管理的職業従事者	

大分類B 研究者、技術者	大分類B 専門的・技術的職業従事者	旧 B を分割して新 B へ
05 研究者 051 自然科学系研究者 052 人文・社会科学系等研究者 06 農林水産技術者 061 農林水産技術者 07 製造技術者 071 食品技術者 072 電気・電子・電気通信技術者 073 機械技術者 074 自動車技術者 075 輸送用機器技術者（自動車を除く） 076 金属技術者 077 化学技術者 079 その他の製造技術者	05 研究者 051 自然科学系研究者 052 人文・社会科学系等研究者 06 農林水産技術者 061 農林水産技術者 07 製造技術者（開発） 071 食品技術者（開発） 072 電気・電子・電気通信技術者 （通信ネットワーク技術者を除く）（開発） 073 機械技術者（開発）	旧 B を分割して新 B へ 旧 07、旧 08 を統合して新 07 へ 旧 071、旧 081 を統合して新 071 へ 旧 072、旧 082 を統合して新 072 へ 旧 073、旧 083 を統合して新 073 へ 旧 074、旧 084 を統合して新 074 へ 旧 075、旧 085 を統合して新 075 へ 旧 076、旧 086 を統合して新 076 へ 旧 077、旧 087 を統合して新 077 へ 旧 079、旧 089 を統合して新 079 へ

	074 自動車技術者（開発） 075 輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発） 076 金属技術者（開発） 077 化学技術者（開発） 079 その他の製造技術者（開発） 08 製造技術者（開発を除く） 081 食品技術者（開発を除く） 082 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発を除く） 083 機械技術者（開発を除く） 084 自動車技術者（開発を除く） 085 輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発を除く） 086 金属技術者（開発を除く） 087 化学技術者（開発を除く） 089 その他の製造技術者（開発を除く）	
08 建築・土木・測量技術者 081 建築技術者 082 土木技術者 083 測量技術者	09 建築・土木・測量技術者 091 建築技術者 092 土木技術者 093 測量技術者	

09 情報処理・通信技術者 091 システムコンサルタント 092 プロジェクトマネージャー 093 システム設計・開発・保守技術者 094 プログラマー 095 ITインフラエンジニア 096 セキュリティエンジニア 097 システム運用管理者 098 ITヘルプデスク 099 その他の情報処理・通信技術者	10 情報処理・通信技術者 101 システムコンサルタント 102 システム設計者 103 情報処理プロジェクトマネージャ 104 ソフトウェア作成者 105 システム運用管理者 106 通信ネットワーク技術者 109 その他の情報処理・通信技術者	旧 103 から移設して新 092 へ 旧 102、旧 104 の一部を統合して新 093 へ 旧 104 を分割して新 094 へ 旧 106 を分割して新 095 へ 旧 105 の一部、旧 106 の一部を統合して新 096 へ 旧 105 を分割して新 097 へ 旧 109 を分割して新 098 へ 旧 109 を分割して新 099 へ
10 その他の技術者 101 通信機器操作技術者 109 他に分類されない技術者	11 その他の技術者 119 その他の技術者	旧 11、旧 24 の一部を統合して新 10 へ 旧 246 から移設して新 101 へ 旧 119、旧 249 の一部を統合して新 109 へ

大分類 C 保健医療・社会福祉専門職業従事者 11 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師 111 医師 112 歯科医師 113 獣医師 114 薬剤師 12 保健指導・看護従事者 121 保健師 122 助産師 123 看護師 124 歯科衛生士 125 愛玩動物看護師 13 医療技師 131 診療放射線技師 132 臨床工学技士 133 臨床検査技師 134 理学療法士、作業療法士 135 視能訓練士、言語聴覚士 136 歯科技工士	12 医師， 歯科医師， 獣医師， 薬剤師 121 医師 122 歯科医師 123 獣医師 124 薬剤師 13 保健師， 助産師， 看護師 131 保健師 132 助産師 133 看護師（准看護師を含む） 14 医療技術者 141 診療放射線技師 142 臨床工学技士 143 臨床検査技師 144 理学療法士， 作業療法士 145 視能訓練士， 言語聴覚士 146 歯科衛生士 147 歯科技工士	旧 B の一部、旧 E の一部を統合して新 C へ 旧 13、旧 14 の一部を統合して新 12 へ 改称 旧 146 から移設 新設 改称
--	--	--

14 その他の保健医療専門職業従事者 141 管理栄養士 142 栄養士 143 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師 144 心理カウンセラー 149 他に分類されない保健医療専門職業従事者	15 その他の保健医療従事者 151 栄養士 152 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師 159 他に分類されない保健医療従事者	旧 15、旧 16 の一部、旧 24 の一部、旧 37 の一部を統合して新 14 へ 旧 151 を分割して新 141 へ 旧 151 を分割して新 142 へ 旧 159 の一部、旧 169 の一部、旧 243 の一部を統合して新 144 へ 旧 159 の一部、旧 379 の一部を統合して新 149 へ
15 社会福祉専門職業従事者 151 社会福祉施設管理者 152 保育士 153 介護支援専門員（ケアマネジャー） 154 精神保健福祉士 155 福祉相談・指導員 159 その他の社会福祉専門職業従事者	16 社会福祉専門職業従事者 161 福祉相談指導専門員 162 福祉施設指導専門員 163 保育士 169 その他の社会福祉専門職業従事者	旧 15 の一部、旧 16 を統合して新 15 へ 旧 161 の一部、旧 162 の一部、旧 169 の一部を統合して新 151 へ 旧 169 を分割して新 153 へ 旧 159 の一部、旧 169 の一部、旧 243 の一部を統合して新 154 へ 旧 161 の一部、旧 162 の一部、旧 169 の一部を統合して新 155 へ 旧 169 を分割して新 159 へ

大分類D 法務・経営・教育等専門職業従事者 16 法務専門職業従事者 161 裁判官 162 検察官 163 弁護士 164 弁理士 165 司法書士 166 行政書士 169 その他の法務専門職業従事者 17 経営・金融・保険専門職業従事者 171 公認会計士 172 税理士 173 社会保険労務士 174 金融・保険専門職業従事者 179 その他の経営・金融・保険専門職業従事者 18 教員（初等中等教育） 181 幼稚園教員 182 認定こども園保育教諭 183 小学校教員	17 法務従事者 171 裁判官 172 検察官 173 弁護士 174 弁理士 175 司法書士 179 その他の法務従事者 18 経営・金融・保険専門職業従事者 181 公認会計士 182 税理士 183 社会保険労務士 184 金融・保険専門職業従事者 189 その他の経営・金融・保険専門職業従事者	旧 B を分割して新 D へ 旧 17、旧 24 の一部を統合して新 16 へ 旧 249 を分割して新 166 へ 改称 旧 19 を分割して新 18 へ 旧 191 から移設 新設 旧 192 から移設
--	--	--

184 中学校教員		旧 193 から移設
185 義務教育学校教員		新設
186 高等学校教員		旧 194 から移設
187 中等教育学校教員		旧 195 から移設
188 特別支援学校教員		旧 196 から移設
19 教員（高等教育）		旧 19 を分割して新 19 へ
191 高等専門学校教員		旧 197 から移設
192 大学教員		旧 198 から移設
20 その他の教員		旧 19 を分割して新 20 へ
209 他に分類されない教員		旧 199 から移設して新 209 へ
	19 教員	
	191 幼稚園教員	
	192 小学校教員	
	193 中学校教員	
	194 高等学校教員	
	195 中等教育学校教員	
	196 特別支援学校教員	
	197 高等専門学校教員	
	198 大学教員	
	199 その他の教員	

大分類 E 文化・芸術等従事者 21 宗教家 211 宗教家 22 著述家、記者、編集者 221 著述家 222 記者、編集者 23 美術家、デザイナー、写真家、映像・動画制作者 231 彫刻家、工芸美術家 232 画家、書家、漫画家 233 デザイナー 234 写真家 235 映像・動画制作者 24 音楽家、舞台芸術家、演者、競技者 241 音楽家 242 舞踊家 243 俳優、声優、アナウンサー	20 宗教家 201 宗教家 21 著述家、記者、編集者 211 著述家 212 記者、編集者 22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者 221 彫刻家 222 画家、書家 223 工芸美術家 224 デザイナー 225 写真家、映像撮影者 23 音楽家、舞台芸術家 231 音楽家 232 舞踊家 233 俳優	旧 B の一部、旧 H の一部を統合して新 E へ 旧 22、旧 24 の一部、旧 59 の一部を統合して新 23 へ 旧 221、旧 223 を統合して新 231 へ 改称 旧 225 を分割して新 234 へ 旧 225 の一部、旧 246 の一部、旧 592 の一部を統合して新 235 へ 旧 23、旧 24 の一部を統合して新 24 へ 旧 233、旧 249 の一部を統合して新 243 へ
--	---	---

244 演出家、プロデューサー	234 演出家	改称
245 演芸家	235 演芸家	
246 職業競技従事者		旧 245 から移設して新 246 へ
25 図書館司書、学芸員		旧 24 を分割して新 25 へ
251 図書館司書		旧 241 から移設
252 学芸員		旧 242 から移設
26 個人教師		旧 24 を分割して新 26 へ
261 学習指導個人教師		旧 244 を分割して新 261 へ
262 音楽指導個人教師		旧 244 を分割して新 262 へ
263 芸術等指導個人教師		旧 244 を分割して新 263 へ
264 運動・競技指導個人教師		旧 244 を分割して新 264 へ
269 その他の個人教師		旧 244 を分割して新 269 へ
27 その他の文化・芸術等従事者		旧 24 を分割して新 27 へ
271 通訳		旧 249 を分割して新 271 へ
279 他に分類されない文化・芸術等従事者		旧 249 を分割して新 279 へ
	24 その他の専門的職業従事者	
	241 図書館司書	
	242 学芸員	
	243 カウンセラー（医療・福祉施設を除く）	
	244 個人教師	

	245 職業スポーツ従事者 246 通信機器操作従事者 249 他に分類されない専門的職業 従事者	
--	--	--

大分類 F 事務従事者	大分類 C 事務従事者	
28 総務事務従事者 281 総務事務員 282 人事事務員 283 企画事務員 289 その他の総務事務従事者	25 一般事務従事者 251 庶務事務員 252 人事事務員 253 企画事務員 254 受付・案内事務員 255 秘書 256 電話応接事務員 257 総合事務員 259 その他の一般事務従事者	旧 25 を分割して新 28 へ 旧 251、旧 259 の一部を統合して新 281 へ 旧 259 を分割して新 289 へ
29 受付、秘書、コールセンター等事務従事者 291 受付・案内事務員 292 秘書 293 コールセンター等事務員		旧 25 を分割して新 29 へ 旧 254 から移設 旧 255 から移設 旧 256、旧 259 の一部を統合して新 293 へ
30 会計事務従事者 301 会計事務員	26 会計事務従事者 261 現金出納事務員 262 預・貯金窓口事務員 263 経理事務員 269 その他の会計事務従事者	旧 261～旧 269 を統合して新 301 へ

31 事務用機器操作員 311 データ入力操作員 319 その他の事務用機器操作員 32 生産関連事務従事者 321 生産工程・建設・土木事務員 322 物流事務員 33 運輸・郵便事務従事者 331 旅客・貨物係事務員 332 運行管理事務員 333 郵便事務員 34 販売・営業事務従事者 341 販売・営業事務員 349 その他の販売・営業事務従事者 35 医療・介護事務従事者 351 医療事務員 352 介護事務員 36 外勤事務従事者 361 集金人 362 調査員 363 メーター検針員	27 生産関連事務従事者 271 生産現場事務員 272 出荷・受荷事務員 28 営業・販売事務従事者 281 営業・販売事務員 289 その他の営業・販売事務従事者 29 外勤事務従事者 291 集金人 292 調査員	旧 31 から移設 旧 312 から移設して新 311 へ 旧 311、旧 313、旧 319 を統合して新 319 へ 改称 改称 旧 30 から移設 旧 301 から移設 旧 302 から移設 旧 303 から移設 改称 改称 改称 旧 25 を分割して新 35 へ 旧 259 を分割して新 351 へ 旧 259 を分割して新 352 へ 旧 299 を分割して新 363 へ
---	--	--

	299 その他の外勤事務従事者	廃止
	30 運輸・郵便事務従事者	
	301 旅客・貨物係事務員	
	302 運行管理事務員	
	303 郵便事務員	
	31 事務用機器操作員	
	311 パーソナルコンピュータ操作 員	
	312 データ・エントリー装置操作 員	
	313 電子計算機オペレーター（パ ーソナルコンピュータを除 く）	
	319 その他の事務用機器操作員	
37 その他の事務従事者		旧 25 を分割して新 37 へ
371 一般事務員		旧 257 から移設して新 371 へ
379 他に分類されない事務従事者		旧 259 を分割して新 379 へ

大分類G 販売・営業従事者	大分類D 販売従事者	改称
38 商品販売従事者	32 商品販売従事者	旧 32 を分割して新 38 へ
381 小売店主・店長	321 小売店主・店長	
382 卸売店主・店長	322 卸売店主・店長	
383 販売店員	323 販売店員	旧 323 を分割して新 383 へ
384 レジスター従事者		旧 323 を分割して新 384 へ
385 商品訪問・移動販売従事者	324 商品訪問・移動販売従事者	
	325 再生資源回収・卸売従事者	
	326 商品仕入外交員	
39 仲介・代理・貸付等従事者	33 販売類似職業従事者	旧 32 の一部、旧 33 を統合して新 39 へ 旧 333 から移設
391 有価証券売買・仲立人、金融仲立人		
392 保険代理・仲立人（ブローカー）		旧 332 から移設
393 不動産仲介・売買人		旧 331 から移設
394 金銭・不動産貸付人		旧 334、旧 339 の一部を統合して新 394 へ
395 仕入員（バイヤー）		旧 326 から移設して新 395 へ
	331 不動産仲介・売買人	
	332 保険代理・仲立人（ブローカー）	
	333 有価証券売買・仲立人、金融仲立人	

	334 質屋店主・店員	
399 その他の仲介・代理・貸付等 従事者	339 その他の販売類似職業従事者	旧 339 を分割して新 399 へ
40 営業従事者	34 営業職業従事者	改称
401 飲食料品営業従事者	341 食料品営業職業従事者	旧 341、旧 349 の一部を 統合して新 401 へ
402 化学品営業従事者	342 化学品営業職業従事者	改称
403 医薬品営業従事者	343 医薬品営業職業従事者	改称
404 機械器具営業従事者（通信機 械器具を除く）	344 機械器具営業職業従事者（通 信機械器具を除く）	改称
405 通信・システム営業従事者	345 通信・システム営業職業従事 者	改称
406 金融・保険営業従事者	346 金融・保険営業職業従事者	改称
407 不動産営業従事者	347 不動産営業職業従事者	改称
409 その他の営業従事者	349 その他の営業職業従事者	改称

大分類H サービス従事者	大分類E サービス職業従事者	旧Bの一部、旧Eを統合して新Hへ
41 家庭生活支援サービス従事者	35 家庭生活支援サービス職業従事者	改称
411 家事サービス従事者	351 家政婦（夫）、家事手伝い	改称
419 その他の家庭生活支援サービス従事者	359 その他の家庭生活支援サービス職業従事者	改称
42 介護サービス従事者	36 介護サービス職業従事者	改称
421 施設介護従事者	361 介護職員（医療・福祉施設等）	改称
422 訪問介護従事者	362 訪問介護従事者	
43 保健医療サービス従事者	37 保健医療サービス職業従事者	改称
431 看護・助産助手	371 看護助手	旧159の一部、旧371を統合して新431へ
432 歯科助手	372 歯科助手	
439 その他の保健医療サービス従事者	379 その他の保健医療サービス職業従事者	旧379を分割して新439へ
44 教育・保育補助従事者		旧24の一部、旧42の一部を統合して新44へ 旧429を分割して新441へ 旧249を分割して新442へ 旧429を分割して新449へ
441 学童保育支援員		
442 外国語指導助手		
449 その他の教育・保育補助従事者		
45 生活衛生サービス従事者	38 生活衛生サービス職業従事者	改称
451 理容師	381 理容師	
452 美容師	382 美容師	

453 エステティシャン		旧 383 を分割して新 453 へ
454 ネイリスト		旧 383 を分割して新 454 へ
	383 美容サービス従事者（美容師 を除く）	
455 浴場従事者	384 浴場従事者	
456 クリーニング従事者		旧 385、旧 386 を統合し て新 456 へ
	385 クリーニング職	
	386 洗張職	
459 その他の生活衛生サービス従 事者		旧 383 を分割して新 459 へ
46 飲食物調理従事者	39 飲食物調理従事者	
461 調理人	391 調理人	旧 391 を分割して新 461 へ
462 調理補助者		旧 391 を分割して新 462 へ
463 バーテンダー	392 バーテンダー	
47 接客・給仕従事者	40 接客・給仕職業従事者	改称
471 飲食店主・店長	401 飲食店主・店長	
472 旅館主・支配人	402 旅館主・支配人	
473 飲食物給仕従事者	403 飲食物給仕従事者	
474 旅館・ホテル接客従事者		旧 404 を分割して新 474 へ
475 客室乗務員		旧 404 を分割して新 475 へ
	404 身の回り世話従事者	
476 接客社交従事者	405 接客社交従事者	

477 芸者、ダンサー	406 芸者、ダンサー	
478 娯楽場等接客員	407 娯楽場等接客員	
48 居住施設・ビル等管理人	41 居住施設・ビル等管理人	
481 マンション・アパート管理人	411 マンション・アパート・下宿 管理人	改称
482 寄宿舍・寮管理人	412 寄宿舍・寮管理人	
483 ビル管理人	413 ビル管理人	
484 駐車場管理人	414 駐車場管理人	
49 その他のサービス従事者	42 その他のサービス職業従事者	旧 24 の一部、旧 42 を統 合して新 49 へ
491 旅行・観光案内人	421 旅行・観光案内人	
	422 物品一時預り人	
492 物品賃貸人	423 物品賃貸人	
493 広告宣伝員	424 広告宣伝員	
494 葬儀師、火葬作業員	425 葬儀師、火葬作業員	
495 動物世話従事者		旧 429 を分割して新 495 へ
496 相談・助言サービス従事者		旧 243 の一部、旧 429 の 一部を統合して新 496 へ
499 他に分類されないサービス従 事者	429 他に分類されないサービス職 業従事者	旧 422、旧 429 の一部を 統合して新 499 へ

大分類 I 保安従事者	大分類 F 保安職業従事者	旧 B の一部、旧 F を統合して新 I へ
50 自衛官	43 自衛官	
501 陸上自衛官	431 陸上自衛官	
502 海上自衛官	432 海上自衛官	
503 航空宇宙自衛官	433 航空自衛官	改称
504 防衛大学校・防衛医科大学校 学生	434 防衛大学校・防衛医科大学校 学生	
51 司法警察職員	44 司法警察職員	旧 24 の一部、旧 44 を統合して新 51 へ
511 警察官	441 警察官	
512 海上保安官	442 海上保安官	
519 その他の司法警察職員	449 その他の司法警察職員	旧 249 の一部、旧 449 を統合して新 519 へ
52 その他の保安従事者	45 その他の保安職業従事者	改称
521 刑務官	451 看守	改称
522 消防員	452 消防員	
523 警備員	453 警備員	
529 他に分類されない保安従事者	459 他に分類されない保安職業従事者	改称

大分類 J 農林漁業従事者	大分類 G 農林漁業従事者	
53 農業従事者 531 農耕従事者 532 養畜従事者 533 植木職、造園師 539 その他の農業従事者 54 林業従事者 541 育林従事者 542 伐木・造材・集材従事者 549 その他の林業従事者 55 漁業従事者 551 漁労従事者 552 船長・航海士・機関長・機関士（漁労船） 553 海藻・貝採取従事者 554 水産養殖従事者 559 その他の漁業従事者	46 農業従事者 461 農耕従事者 462 養畜従事者 463 植木職、造園師 469 その他の農業従事者 47 林業従事者 471 育林従事者 472 伐木・造材・集材従事者 479 その他の林業従事者 48 漁業従事者 481 漁労従事者 482 船長・航海士・機関長・機関士（漁労船） 483 海藻・貝採取従事者 484 水産養殖従事者 489 その他の漁業従事者	

大分類K 生産工程従事者	大分類H 生産工程従事者	
56 製品製造・加工処理従事者（金属製品） 561 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者 562 鋳物製造・鍛造従事者 563 金属工作機械作業従事者 564 金属プレス従事者 565 鉄工、製缶従事者 566 板金従事者 567 金属彫刻、表面処理従事者 568 金属溶接・溶断従事者 569 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）		旧 49、旧 52 を統合して新 56 へ 旧 491、旧 521 を統合して新 561 へ 旧 492、旧 522 を統合して新 562 へ 旧 493、旧 523 を統合して新 563 へ 旧 494、旧 524 を統合して新 564 へ 旧 495、旧 525 を統合して新 565 へ 旧 496、旧 526 を統合して新 566 へ 旧 497、旧 527 を統合して新 567 へ 旧 498、旧 528 を統合して新 568 へ 旧 499、旧 529 を統合して新 569 へ
	49 生産設備制御・監視従事者（金属製品） 491 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員 492 鋳物製造・鍛造設備制御・監視員 493 金属工作設備制御・監視員 494 金属プレス設備制御・監視員 495 鉄工・製缶設備制御・監視員 496 板金設備制御・監視員	

	497 金属彫刻・表面処理設備制御・監視員 498 金属溶接・溶断設備制御・監視員 499 その他の生産設備制御・監視従事者（金属製品） 52 製品製造・加工処理従事者（金属製品） 521 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者 522 鋳物製造・鍛造従事者 523 金属工作機械作業従事者 524 金属プレス従事者 525 鉄工，製缶従事者 526 板金従事者 527 金属彫刻・表面処理従事者 528 金属溶接・溶断従事者 529 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）	
57 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く） 571 化学製品製造従事者 572 窯業・土石製品製造従事者 573 食料品製造従事者		旧 50、旧 53 を統合して新 57 へ 旧 501、旧 531 を統合して新 571 へ 旧 502、旧 532 を統合して新 572 へ 旧 503、旧 533 を統合し

574 飲料・たばこ製造従事者		て新 573 へ 旧 504、旧 534 を統合し て新 574 へ
575 繊維・衣服・繊維製品製造従事者		旧 505、旧 535 を統合し て新 575 へ
576 木・紙製品製造従事者		旧 506、旧 536 を統合し て新 576 へ
577 印刷・製本従事者		旧 507、旧 537 を統合し て新 577 へ
578 ゴム・プラスチック製品製造従事者		旧 508、旧 538 を統合し て新 578 へ
579 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）		旧 509、旧 539 を統合し て新 579 へ
50 生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）		
	501 化学製品生産設備制御・監視員	
	502 窯業・土石製品生産設備制御・監視員	
	503 食料品生産設備制御・監視員	
	504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員	
	505 繊維・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員	
	506 木・紙製品生産設備制御・監視員	
	507 印刷・製本設備制御・監視員	
	508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員	

	509 その他の生産設備制御・監視 従事者（金属製品を除く）	
	53 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	
	531 化学製品製造従事者	
	532 窯業・土石製品製造従事者	
	533 食料品製造従事者	
	534 飲料・たばこ製造従事者	
	535 繊維・衣服・繊維製品製造従事者	
	536 木・紙製品製造従事者	
	537 印刷・製本従事者	
	538 ゴム・プラスチック製品製造従事者	
	539 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	
58 機械組立従事者		旧 51、旧 54 を統合して 新 58 へ
581 汎用・生産用・業務用機械器具組立従事者		旧 511、旧 541 を統合して 新 581 へ
582 電気機械器具組立従事者		旧 512、旧 542 を統合して 新 582 へ
583 自動車組立従事者		旧 513、旧 543 を統合して 新 583 へ
584 輸送機械組立従事者（自動車を除く）		旧 514、旧 544 を統合して 新 584 へ
585 計量計測機器・光学機械器具組立従事者		旧 515、旧 545 を統合して 新 585 へ

59 機械整備・修理従事者 591 汎用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者 592 電気機械器具整備・修理従事者 593 自動車整備・修理従事者	51 機械組立設備制御・監視従事者 511 はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員 512 電気機械器具組立設備制御・監視員 513 自動車組立設備制御・監視員 514 輸送機械組立設備制御・監視員（自動車を除く） 515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員 54 機械組立従事者 541 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者 542 電気機械器具組立従事者 543 自動車組立従事者 544 輸送機械組立従事者（自動車を除く） 545 計量計測機器・光学機械器具組立従事者 55 機械整備・修理従事者 551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者 552 電気機械器具整備・修理従事者 553 自動車整備・修理従事者	改称
--	---	-----------

594 輸送機械整備・修理従事者 (自動車を除く)	554 輸送機械整備・修理従事者 (自動車を除く)	
595 計量計測機器・光学機械器具 整備・修理従事者	555 計量計測機器・光学機械器具 整備・修理従事者	
60 製品検査従事者(金属製品)	56 製品検査従事者(金属製品)	
601 金属材料検査従事者	561 金属材料検査従事者	
602 金属加工・溶接・溶断検査従 事者	562 金属加工・溶接・溶断検査従 事者	
61 製品検査従事者(金属製品を除 く)	57 製品検査従事者(金属製品を除 く)	
611 化学製品検査従事者	571 化学製品検査従事者	
612 窯業・土石製品検査従事者	572 窯業・土石製品検査従事者	
613 食料品検査従事者	573 食料品検査従事者	
614 飲料・たばこ検査従事者	574 飲料・たばこ検査従事者	
615 繊維・衣服・繊維製品検査従 事者	575 繊維・衣服・繊維製品検査従 事者	
616 木・紙製品検査従事者	576 木・紙製品検査従事者	
617 印刷・製本検査従事者	577 印刷・製本検査従事者	
618 ゴム・プラスチック製品検査 従事者	578 ゴム・プラスチック製品検査 従事者	
619 その他の製品検査従事者(金 属製品を除く)	579 その他の製品検査従事者(金 属製品を除く)	
62 機械検査従事者	58 機械検査従事者	
621 汎用・生産用・業務用機械器	581 はん用・生産用・業務用機械	改称

具検査従事者	器具検査従事者	
622 電気機械器具検査従事者	582 電気機械器具検査従事者	
623 自動車検査従事者	583 自動車検査従事者	
624 輸送機械検査従事者（自動車を除く）	584 輸送機械検査従事者（自動車を除く）	
625 計量計測機器・光学機械器具検査従事者	585 計量計測機器・光学機械器具検査従事者	
63 その他の生産工程従事者	59 生産関連・生産類似作業従事者	改称
631 塗装・絵付従事者		旧 591 を分割して新 631 へ
632 写真現像・製図従事者		旧 591 を分割して新 632 へ
	591 生産関連作業従事者	
639 他に分類されない生産工程従事者		旧 592 を分割して新 639 へ
	592 生産類似作業従事者	

大分類 L 輸送・機械運転従事者	大分類 I 輸送・機械運転従事者	
64 鉄道運転従事者	60 鉄道運転従事者	
641 電車運転士	601 電車運転士	
649 その他の鉄道運転従事者	609 その他の鉄道運転従事者	
65 自動車運転従事者	61 自動車運転従事者	
651 バス運転者	611 バス運転者	
652 乗用自動車運転者	612 乗用自動車運転者	
653 貨物自動車運転者	613 貨物自動車運転者	
659 その他の自動車運転従事者	619 その他の自動車運転従事者	
66 船舶・航空機運転従事者	62 船舶・航空機運転従事者	
661 船長（漁労船を除く）	621 船長（漁労船を除く）	
662 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人	622 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人	
663 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	623 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	
664 航空機操縦士	624 航空機操縦士	
67 その他の輸送従事者	63 その他の輸送従事者	
671 車掌	631 車掌	
672 鉄道輸送関連業務従事者	632 鉄道輸送関連業務従事者	
673 甲板員	633 甲板員，船舶技士	改称
674 船舶機関員	634 船舶機関員	
679 他に分類されない輸送従事者	639 他に分類されない輸送従事者	

68 定置・建設機械運転従事者 681 発電員、変電員 682 ボイラーオペレーター 683 クレーン・ウインチ運転従事者 684 建設・さく井機械運転従事者 689 その他の定置・建設機械運転従事者	64 定置・建設機械運転従事者 641 発電員、変電員 642 ボイラー・オペレーター 643 クレーン・ウインチ運転従事者 644 ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者 645 建設・さく井機械運転従事者 646 採油・天然ガス採取機械運転従事者 649 その他の定置・建設機械運転従事者	改称 旧 644、旧 646、旧 649 を統合して新 689 へ
---	---	---

大分類M 建設・土木・採掘従事者	大分類J 建設・採掘従事者	改称
69 建設 軀 体工事従事者	65 建設躯体工事従事者	
691 型枠大工	651 型枠大工	
692 鳶 職、解体工	652 とび職	改称
693 鉄筋作業従事者	653 鉄筋作業従事者	
70 建設従事者（建設 軀 体工事従事者を除く）	66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	
701 大工	661 大工	
702 ブロック積・タイル張従事者	662 ブロック積・タイル張従事者	
703 屋根 葺 き従事者	663 屋根ふき従事者	改称
704 左官	664 左官	
705 内装仕上・建具・ガラス工事従事者		旧 665、旧 669 の一部を統合して新 705 へ
	665 畳職	
706 配管従事者	666 配管従事者	
709 その他の建設従事者（建設 軀 体工事従事者を除く）	669 その他の建設従事者	旧 669 を分割して新 709 へ
71 電気工事従事者	67 電気工事従事者	
711 電線架線・敷設従事者		旧 671～旧 673 を統合して新 711 へ
	671 送電線架線・敷設従事者	
	672 配電線架線・敷設従事者	
	673 通信線架線・敷設従事者	

712 電気通信設備工事従事者	674 電気通信設備工事従事者	
719 その他の電気工事従事者	679 その他の電気工事従事者	
72 土木・採掘作業従事者		旧 68、旧 69 を統合して 新 72 へ
721 土木従事者		旧 681 から移設
722 鉄道線路工事従事者		旧 682 から移設
729 その他の土木・採掘作業従事者		旧 683、旧 691～旧 693、 旧 699 を統合して新 729 へ
	68 土木作業従事者	
	681 土木従事者	
	682 鉄道線路工事従事者	
	683 ダム・トンネル掘削従事者	
	69 採掘従事者	
	691 採鉱員	
	692 石切出従事者	
	693 砂利・砂・粘土採取従事者	
	699 その他の採掘従事者	

大分類N 運搬・清掃・包装等従事者	大分類K 運搬・清掃・包装等従事者	旧Dの一部、旧Kを統合して新Nへ
73 運搬従事者	70 運搬従事者	改称
731 郵便・電報配達員	701 郵便・電報外務員	
732 船内・沿岸荷役従事者	702 船内・沿岸荷役従事者	
733 陸上荷役・運搬従事者	703 陸上荷役・運搬従事者	
734 倉庫作業従事者	704 倉庫作業従事者	
735 配達員	705 配達員	
736 荷造従事者	706 荷造従事者	
74 清掃従事者	71 清掃従事者	旧 32 の一部、旧 71 を統合して新 74 へ
741 ビル・建物清掃員	711 ビル・建物清掃員	
742 ハウスクリーニング職	712 ハウスクリーニング職	
743 道路・公園清掃員	713 道路・公園清掃員	
744 ごみ・し尿処理従事者	714 ごみ・し尿処理従事者	
745 産業廃棄物処理従事者	715 産業廃棄物処理従事者	
746 再生資源回収・リサイクル従事者		旧 325 から移設して新 746 へ
747 ペストコントロール従事者		旧 719 を分割して新 747 へ
749 その他の清掃従事者	719 その他の清掃従事者	旧 719 を分割して新 749 へ
75 包装従事者	72 包装従事者	
751 包装従事者	721 包装従事者	
76 その他の運搬・清掃・包装等従事者	73 その他の運搬・清掃・包装等従事者	

761 ピッキング作業員		旧 739 を分割して新 761 へ
762 品出作業員		旧 739 を分割して新 762 へ
763 用務員		旧 739 を分割して新 763 へ
769 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	739 その他の運搬・清掃・包装等従事者	旧 739 を分割して新 769 へ

大分類 O 分類不能の職業 99 分類不能の職業 999 分類不能の職業	大分類 L 分類不能の職業 99 分類不能の職業 999 分類不能の職業	
---	---	--

日本標準職業分類第 6 回改定案作成の基本方針

令和 7 年 3 月 2 4 日

職業分類改定研究会

1 日本標準職業分類（第 6 回改定）の位置付けと役割

日本標準職業分類（以下「職業分類」という。）は、我が国の公的統計の作成に際し、統計調査及び行政記録情報から得られた職業情報を分類・集計するための体系であり、また、職業別に表示を行う統計相互の比較可能性を確保する観点から、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として設定するものである。

この職業分類を使用して職業別に表示を行う公的統計のうち主なものは、次のような観点から整備され、利用されるものと想定される。

① 生産活動に投入される労働力に関する統計

財・サービス需要の変化に伴い必要となる労働力の変化を予測するなど、生産活動と職業との関係の分析に用いられる。

② 賃金、就労状況に関する統計

世帯における就業者の状況や、職業別の賃金水準の変化等の分析に用いられる。

③ 教育・訓練に関する統計

学校教育修了後の進路状況や職業訓練における職業別の実態など、教育や訓練と職業との関係の分析に用いられる。

④ 労働条件・労働環境に関する統計

労働時間、労働契約の形態、労働災害の派生状況などと職業との関係の分析に用いられる。

⑤ 生活実態に関する統計

生活状況や社会活動など社会生活と職業との関係の分析に用いられる。

職業分類は、こうした職業別に表示される統計へのニーズを十分考慮しつつ、公的統計の整備と利用の実務において不可欠な標準的な分類体系を提供することによって、総合的な品質の高い公的統計の整備とその利用の推進を図ることを目的に整備する。

2 職業分類の設定の考え方

職業分類の第 6 回改定における職業分類の設定の考え方は次のとおりとする。

(1) 用語の定義

職業分類に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

ア 課業

個々の作業や任務をいう。

イ 職務

一つの経済単位（主に経済活動を行う法人、個人事業主）のために一人の人が遂行する課業のまとまりをいう。

ウ 職業

主な課業の類似性によって特徴付けられる職務の集合をいう。

エ 報酬

職務の遂行への対価として受けるものをいう。賃金、給料、利潤（個人事業主）、その他名目のいかんを問わず、通貨以外のものを含む。

オ アからエまでに定めるもののほか、この職業分類において使用する用語は統計法において使用する用語の例による。

（２）分類項目の設定方法

職業分類の分類項目は、報酬を伴うか又は報酬を目的とする職務を対象に、課業の類似性、従事する人数等により、そのまとまりが社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して定める。

この考慮すべき課業の類似性の基準は、次のとおりとする。

- ・ 課業の遂行に必要とされる知識又は技能
- ・ 事業所又はその他の組織の中で果たす役割
- ・ 生産される財又はサービスの種類

また、分類項目の検討に当たっては、別添「中・小分類項目の新設、廃止等を検討するための量的な目安」を参照する。

（３）職業分類の適用単位

職業分類は、１人の人を単位として、その遂行する職務を通じて適用する。

３ 課題に対する見直し方針

今回の改定は、主として次の見直し方針により行う。

- （１）情報通信技術の発展や働き方の多様化などの社会情勢や経済の変化に応じた分類項目の設定を行う。特に、デジタル関係の職業については、十分な情報収集を行うことで必要な分類項目の拡充を図る。
- （２）職業の内容を踏まえた分類項目の見直しを行う。特に、その他項目の占める割合が高い事務従事者やサービス職業従事者については、その実態を把握できるように分類項目の拡充を図る。
- （３）統計の継続性に十分配慮しつつ、利用者への的確な情報提供を図り、統計の利用可能性を高めるため、分類項目の説明、内容例示の充実などについて、分かりやすくするための工夫を行う。また、これと併せて一般原則の見直しを行う。
- （４）個別の分類項目は我が国の実情を踏まえて検討する一方、国際標準職業分類との比較可能性の確保の視点も考慮する。

中・小分類項目の新設、廃止等を検討するための量的な目安

令和 7 年 3 月 24 日
職業分類改定研究会

日本標準職業分類第 6 回改定案の作成に当たって、中・小分類項目の新設、廃止等を検討するための量的な目安を次のとおり定める。

なお、個々の新設、廃止等の決定は、量的な目安とともに職業構造の変化、利用ニーズを踏まえた統計上の必要性、国際的な分類との比較可能性等を総合的に勘案して行う。

1 新設を検討するための量的な目安

- (1) 中分類項目の新設は、新設しようとする分類項目の就業者数が安定的にその属する大分類項目の就業者数の 10%以上又は 10 万人以上であること。
- (2) 小分類項目の新設は、新設しようとする分類項目の就業者数が安定的にその属する中分類項目の就業者数の 10%以上又は 1 万人以上であること。

また、「その他項目」^(注)の就業者数が安定的に、その属する中分類項目に占める構成比の 50%を超えないよう小分類項目の新設を検討すること。

(注) 小分類に設けられた「その他項目」とは、同一の中分類項目に設定した他の小分類には該当しない職務を適用させる分類項目として設定した符号の末尾が 9 で表記された分類項目である。

2 廃止を検討するための量的な目安

- (1) 中分類項目の廃止は、就業者数が継続的に 1 万人を下回ること。
- (2) 小分類項目の廃止は、就業者数が継続的に 1 千人を下回ること。